

阿蘇市災害時避難行動要支援者支援計画



令和7年3月

阿蘇市

目 次

第1章 計画の趣旨	2
1 計画の目的	2
2 基本的な考え方	3
3 計画の対象となる災害時避難行動要支援者	4
第2章 災害予防対策（平常時の対策）	5
1 災害時要援護者支援班	5
2 災害時避難行動要支援者支援対策会議	5
3 避難行動要支援者名簿の作成	5
4 災害時避難行動要支援者支援対策に関する市民への理解の促進	8
第3章 避難支援個別計画の策定等	9
1 避難支援個別計画の策定	9
2 避難支援個別計画の更新と情報共有等	9
第4章 災害発生時等における避難行動要支援者名簿の活用	11
1 避難のための情報伝達	11
2 避難行動要支援者への避難支援	11
3 避難行動要支援者への安否確認の実施	12
4 避難所における避難行動要支援者への支援対策	12
第5章 避難支援等における地域防災力の向上	14
1 避難支援等に係る地域支援体制づくり	14
2 研修等の実施	14
3 防災訓練への参加	14
資 料	16

第1章 計画の趣旨

1 計画の目的

本市に甚大な被害を及ぼした平成24年九州北部豪雨や平成28年熊本地震をはじめ、令和2年豪雨や令和6年能登半島地震など、近年、日本では毎年どこかで大規模災害が発生し、尊い命や大切な財産が失われています。

災害は、住民の生命・財産に大きな脅威を与えるばかりでなく、精神的苦痛を伴い、また復旧・復興に向けても大きな精神的・肉体的負担が強いられます。中でも高齢者や障がい者などの要配慮者は、逃げ遅れや避難場所でのストレスにより深刻な被害を受けるケースがあります。

災害時には、自らのことは自ら守ることが基本ですが、災害から要配慮者を守るためには、行政や住民がそれぞれの役割（自助・共助・公助）を理解し、連携する支援体制をあらかじめ整え、それを実行しなければなりません。

これまでの災害時の対応から、避難所での避難者の心身状況や受診、服薬等の情報が不足し受け入れ後の対応が困難であったことや、自ら避難所に行くことができず支援を必要とする人たちへの対応等、課題も多く残されました。これらの教訓から高齢者、障がい者など要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者を大規模災害から守るため、平常時から避難行動要支援者に対する取り組みを進め、被害を最小限に食い止めることが極めて重要な責務となります。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を定め、市が保有する情報を地域へ提供する方法や支援者などの役割を明確にしながら避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制を整備し、地域の安全・安心を図ることを目的とします。

○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項15号）

※一般的に高齢者、障がい者、難病患者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人などがあげられる。

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（災害対策基本法第49条の10）

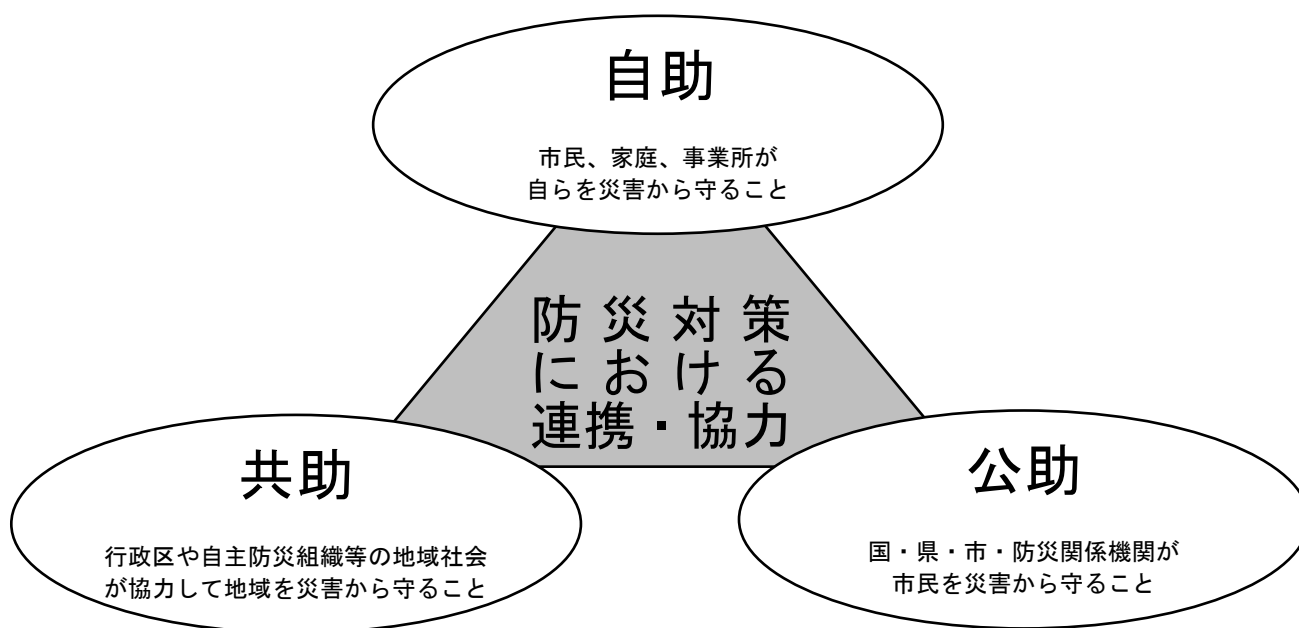
2 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、避難行動要支援者本人及び家族が日頃から災害に対する意識を高め備える「自助」、行政区や自主防災組織、隣近所との助け合いや支え合いによる「共助」が不可欠です。

避難行動要支援者への避難支援等は、このような「自助」「共助」を基本とし、市は避難支援体制の整備を促進していきます。

避難行動要支援者の支援にあたり、市は避難行動要支援者のうち本人から同意を得られている対象者の個人情報を消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、自主防災組織などの避難支援等関係者に提供し、この個人情報をもとに支援体制を整備します。

また、市と情報の提供を受けた各種機関などは、災害時に備え、日頃から連携を図ります。



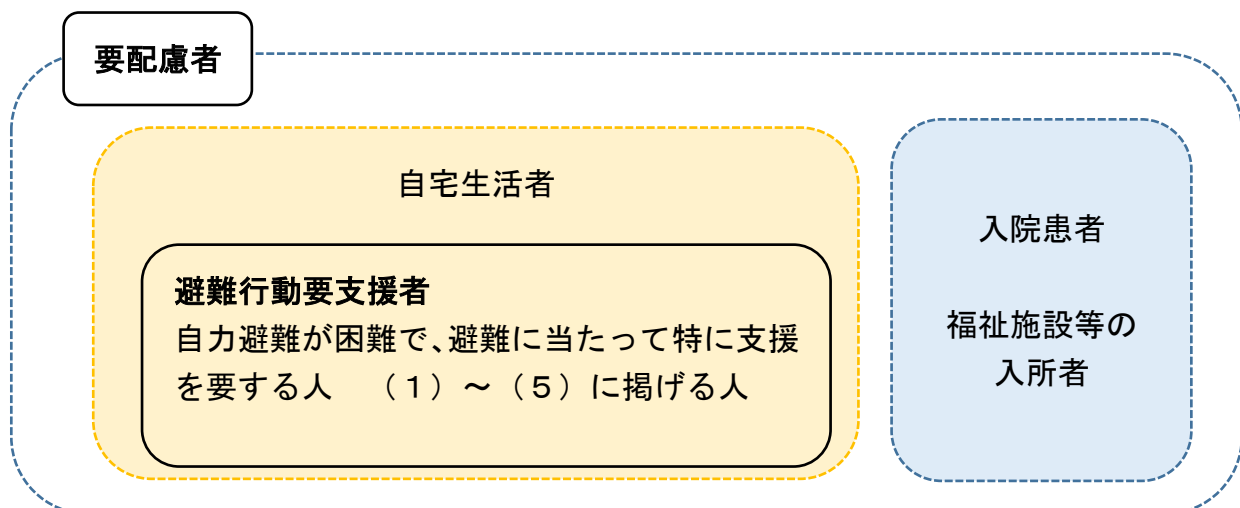
3 計画の対象となる災害時避難行動要支援者

この計画において、対象とする避難行動要支援者は、原則として在宅の方で、災害発生時に安全な場所への避難が自力では困難であり、まわりの人の支援が必要な全ての住民を対象とします。

避難支援計画の作成には、その対象となる避難行動要支援者を特定することが前提となりますので、市では、次に掲げる方々について、優先的に把握を進めます。

また、これに該当しない方についても、様々な状況により本人の家族からの申し出などがあった場合は、柔軟に対応します。

- (1) 介護保険法に基づく要介護認定結果が、要介護3（立ち上がりや歩行などが自力でできないなどの重度の介護を要する状態）以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級又は2級の方
- (3) 療育手帳（知的障がい者福祉手帳）の交付を受けている方で、障がいの程度がA判定の方
- (4) 精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級の方
- (5) その他災害時において支援を必要とする方



第2章 災害予防対策（平常時の対策）

1 災害時要援護者支援班

- （１）構 成 福祉課長、福祉担当者、保健担当者、防災担当で構成し、社会福祉協議会関係者もこれに参加します。
- （２）業 務 避難行動要支援者情報共有化のための情報整備、避難支援計画の策定（個別計画）、避難行動要支援者などへの支援情報の確認など。

災害時要援護者支援班



2 災害時避難行動要支援者支援対策会議

市は、災害時要援護者支援班や地域防災計画に定める避難支援等関係者、避難行動要支援者本人が同意したものとの間で平常時から登録情報を共有し、必要に応じ、避難のための支援策の検討を行うため支援対策会議を開くものとします。

3 避難行動要支援者名簿の作成

- （１）避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害時に避難行動要支援者の避難支援等を的確に行うための基礎資料となる避難行動要支援者名簿は、対象者を十分に把握する必要があります。このため、市関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報をその種別ごとに集約・整理すると共に、市で把握していない情報が必要な場合は、当該情報を把握している関係機関に対し、積極的に情報の提供を要請します。

また、民生委員・児童委員による見守りや相談・支援活動などによる情報を踏まえたうえで、次の方式を利用しながら避難行動要支援者の把握に努めます。

① 手上げ方式

市は、広報誌、ホームページ、お知らせ端末などを利用して制度を周知し、自ら避難行動要支援者名簿への登載を希望した方について、情報を収集します。

② 同意方式

市は、民生委員・児童委員や自主防災組織などの協力により、避難行動要支援者名簿への登載を働きかけることで、支援が必要な避難行動要支援者の情報を収集します。

(2) 避難行動要支援者名簿への登載事項

名簿には、平常時からの生活・身体状況等の正確な把握や災害発生時等における円滑かつ迅速な避難支援等を実施できるよう、避難行動要支援者に関する次の事項を登載します。

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の情報管理

名簿の情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者とが良好な関係を築く上で極めて重要です。

市は、名簿情報を災害時の利便性を考慮し、総合行政システムと連動した災害時避難行動要支援者管理システムに登録し電子データでの管理に加えて、災害による停電等を考慮し、紙媒体でも保管して管理します。電子データは、部外者が閲覧できないようにパスワード等を設定し、情報漏えいしないよう適切な管理を行うとともに、紙媒体は施錠可能な場所に保管し、必要時以外の持ち出しや部外者の閲覧ができないように厳重に管理します。

また、情報の漏えいや改ざん防止のため、自主防災組織などの避難支援等関係者へは、紙媒体での提供とします。

(4) 避難行動要支援者名簿の種類

① 対象者名簿

災害発生時等の安否確認等に活用するため、避難行動要支援者本人からの外部提供の同意の有無に関係なく、避難行動要支援者対象要件に該当する人を登載した名簿

② 同意者名簿

対象者名簿のうち、平常時からの避難支援体制づくりに活用するため、避難行動

要支援者本人が外部提供に同意した人のみを登載した名簿

(5) 避難行動要支援者名簿情報の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、最新に保つことが重要です。介護保険認定時や障害者手帳の交付の事務等日常業務の中で避難行動要支援者名簿の更新・把握を行います。

(6) 避難行動要支援者名簿情報の事前提供

① 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者名簿情報提供

別に定める「避難行動要支援者名簿提供の同意書」により、名簿情報の外部提供に同意した人については、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から同意者名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

② 適正な情報管理のために避難支援等関係者に対して講ずる措置

同意者名簿の適切な情報管理を図るため、避難支援等関係者に対して次の措置を講じます。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ③ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳格なる保管を行うよう指導するものとする。
- ④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

4 災害時避難行動要支援者支援対策に関する市民への理解の促進

市は個別避難計画の策定及び避難支援者間での情報共有についての同意を得るため、福祉関係担当者、保健関係担当者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体などの福祉関係者の理解と協力を深める取り組みをすすめ、地域住民に対し繰り返し説明する機会を設け、制度の周知や理解作りに取り組みます。

第3章 避難支援個別計画の策定等

1 避難支援個別計画の策定

災害発生時の避難行動要支援者に対する安否確認及び避難誘導などにおいては、自助及び地域での共助による取り組みが重要となります。

そこで、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援個別計画を作成し、平常時より避難支援者と共有することにより、地域での支援体制づくりに努めます。

(1) 避難支援個別計画の策定

市は支援の対象となる避難行動要支援者とともに避難支援個別計画を策定します。避難支援個別計画は、避難行動要支援者本人、避難支援者の同意をもって策定します。

(避難支援者とは、普段からの見守りや災害が発生しそうな場合及び発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難するなどの支援を心がけていただく方をいい、避難支援個別計画の中で、避難行動要支援者が指定する方のことをいいます。ただし、支援に関し、責任を伴うものではありません。)

(2) 避難支援個別計画の内容

避難支援個別計画において把握する内容は、別に定める「避難支援個別計画兼同意書」のとおりとします。

様式については、避難行動要支援者本人が記入し、提出することを原則としますが、本人の記入及び提出が困難な場合は、家族などによる提出も可能とします。

(3) 避難支援者の定め方

避難支援者は、原則として、避難行動要支援者が指定した方としますが、避難行動要支援者の同意を得た場合には、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係機関及び団体などの避難支援等関係者の取り組みを生かし、地域からの積み上げ方式により避難支援者を定めることも可能とします。

2 避難支援個別計画の更新と情報共有等

(1) 避難支援個別計画の更新

市は適宜確認作業を実施しつつ、避難行動要支援者本人や避難支援等関係者の協力を得て、地域の特性や実情を踏まえ、登録情報の定期的な更新に努めます。

また、各種災害や避難についての避難行動要支援者の理解を深める取り組みを進めます。

社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体などの福祉関係者は、災害時要援護者支援班と連携し、登録情報の更新、

避難行動要支援者等の理解促進を進めます。

(2) 避難支援個別計画情報の共有等

避難支援個別計画の情報については、避難行動要支援者、避難支援者とともに避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者と共有し、災害発生時等の円滑かつ迅速な避難支援等の確保につなげます。

なお、避難支援個別計画の情報は、提供を受けた避難支援等関係者に対して、同意者名簿同様の措置を講じて、適正な情報管理に努めます。

第4章 災害発生時等における避難行動要支援者名簿の活用

1 避難のための情報伝達

(1) 避難情報等の発令・伝達

災害関連情報等を総合的に判断して、地域防災計画に基づき、風水害、地震等の自然災害に住民が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、適時適切に高齢者等避難、避難指示・緊急安全確保の発令を行います。

特に、高齢者等避難及び避難指示に先立って発表される気象情報や自主避難の呼びかけの情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難行動を実施するに当たって重要な情報となります。

避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報さえ入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な人もいるため、避難支援等関係者が同意者名簿を活用して確実な情報伝達を行い、避難行動要支援者が早い段階での避難行動を実施できるように努めていきます。

また、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めます。

(2) 多様な情報伝達手段の活用

災害発生時等においては、各種情報伝達の特徴を踏まえて、防災行政無線、阿蘇安心安全ネットワークシステム、お知らせ端末、エリアメール及び緊急速報メールなどの方法のうちから実情に即した方法で周知し、混乱が避けられるよう、事前に避難経路・避難場所などの情報提供に努めます。

2 避難行動要支援者への避難支援

(1) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、災害発生時等において、平常時に作成した避難支援個別計画に基づき避難支援等を行うことになります。

避難支援等を行うに当たっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で同意者名簿情報を活用した避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮します。

避難支援等関係者の安全確保の措置については、避難行動要支援者及び避難支援等関係者を含めた地域全体で話し合い、避難支援時におけるルールや計画を作成し、その周知を図る必要があります。

(2) 避難行動要支援者名簿情報の外部提供に不同意であった人への避難支援

災害発生時等において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供します。

ただし、名簿情報の提供は災害発生時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害履歴等を総合的に勘案して、名簿情報を提供することが適切かを慎重に判断する必要があります。

3 避難行動要支援者への安否確認の実施

災害時要援護者支援班及び避難支援等関係者は、災害発生時等において、名簿情報を活用して安否確認を行います。

特に避難行動要支援者は、自ら避難することが困難であるため、その安否を早く正確に把握して犠牲者を減らすことに努めます。

4 避難所における避難行動要支援者への支援対策

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

災害発生時等に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活における配慮不足により失われることのないように、地域の実情や特性を踏まえて、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要があります。

指定避難所において、名簿情報が避難後の生活支援に活用できるよう、避難所の管理責任者に適切に引継ぎます。

(2) 避難行動要支援者の受け入れ体制

避難行動要支援者の避難先は、原則的には一般の指定避難所になりますが、避難行動要支援者の状況によっては、福祉避難所への移送が必要になることが予想されます。

福祉避難所の開設に当たっては、指定避難所に避難した避難行動要支援者数、必要な支援の内容、災害の規模等を踏まえ、受入体制の確保等を確認の上、福祉避難所開設の必要性を検討・判断します。

また、指定避難所について、必要に応じて可能な限り、建物の耐震化やスロープを設置するなどのバリアフリー化、あるいは停電などの事態に備えた熱源の多元化、通信手段の確保等の施設整備の充実に努めるとともに、食料や介護用品等福祉用具の物資の備蓄や迅速な調達に努めます。

また、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努め、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとします。

なお、避難生活が長期化する場合等には、避難行動要支援者の心身の管理等が重要となるため、生活環境の整備を行うとともに相談窓口を設置し、相談対応、確実な情

報伝達と支援物資の提供などを実施します。精神障がい者、難病患者、人工透析患者などの避難行動要支援者は、2次避難を要請する場合が考えられるため、避難者個々の状況を把握し、適切な対応を行うとともに、必要に応じて福祉関係施設・医療機関施設への搬送等の措置を講じる必要があります。

第5章 避難支援等における地域防災力の向上

1 避難支援等に係る地域支援体制づくり

災害発生時等において、円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、行政区や自主防災組織等は、避難行動要支援者に対し普段からの見守りや声かけを積極的に行い、住民同士が顔の見える関係を構築し、地域の防災力を高めるとともに避難支援等関係者を拡大するための取り組みを行っていく必要があります。

その際、防災に直接関係する取り組みだけでなく、日常のさまざまな活動の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者に対して地域行事への参加を呼びかけ、地域にとけ込むことができる環境づくりに努めること、また、地域おこしのためのさまざまな事業やボランティアとの連携を検討することも必要です。

2 研修等の実施

(1) 避難行動要支援者への研修等

避難行動要支援者が、災害発生時等において、自らの身を守るための主体的な避難行動をとることができるよう、研修等を通じて防災意識の向上を促すことが大切です。

また、避難支援等関係者との関係づくりや必要な支援内容が的確に伝わるよう必要な情報をあらかじめ記述しておき、援助が必要なきはいつでも渡せるように準備しておくなど日頃からの備えが必要です。避難する際に備え、非常用持ち出し品として最低3日程度の食料や飲料水のほか、必要な介護用品、医薬品などを用意しておき、いつでも持ち出せる準備をしておくことや、家屋の耐震改修、家具の転倒防止措置や割れたときの飛散防止のため窓ガラスの内側にフィルムを張っておくなどの措置を講じておく必要があります。

(2) 避難支援等関係者への研修等

避難行動要支援者への実効的な避難支援体制を構築し、さらに地域の防災力を向上させるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守るために協力を仰ぐ人材を育成することが必要です。

そのため、避難支援等関係者に対して、高齢者や障がい者等の関わり方など、福祉や保健に関する研修、避難行動要支援者名簿の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修等を開催し、人材育成に努めます。

3 防災訓練への参加

地域で実施される防災訓練において、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者が参加し、作成した避難支援個別計画の避難支援等が、実際に機能するかを点検することは非常に

重要なことです。

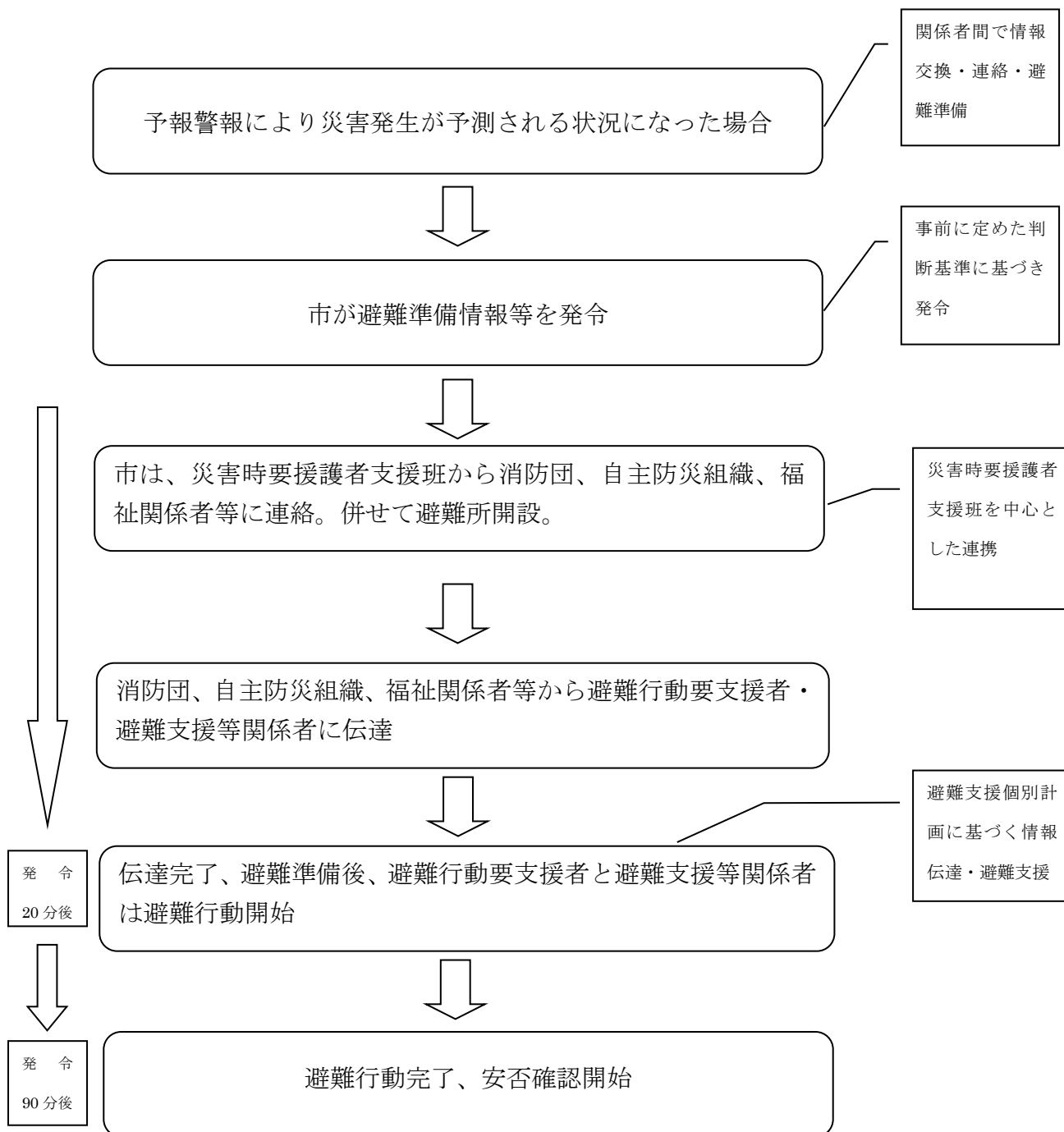
避難行動要支援者が訓練に参加することにより、各参加者が、車いすなどへの対応を実際に経験でき、避難行動要支援者についての理解も深まります。

特に、防災訓練の際に生じた課題等については、これを再度検証し、必要に応じて計画を見直すことにより、より円滑な避難支援体制の構築を図っていきます。

資 料

災害時における対応イメージ

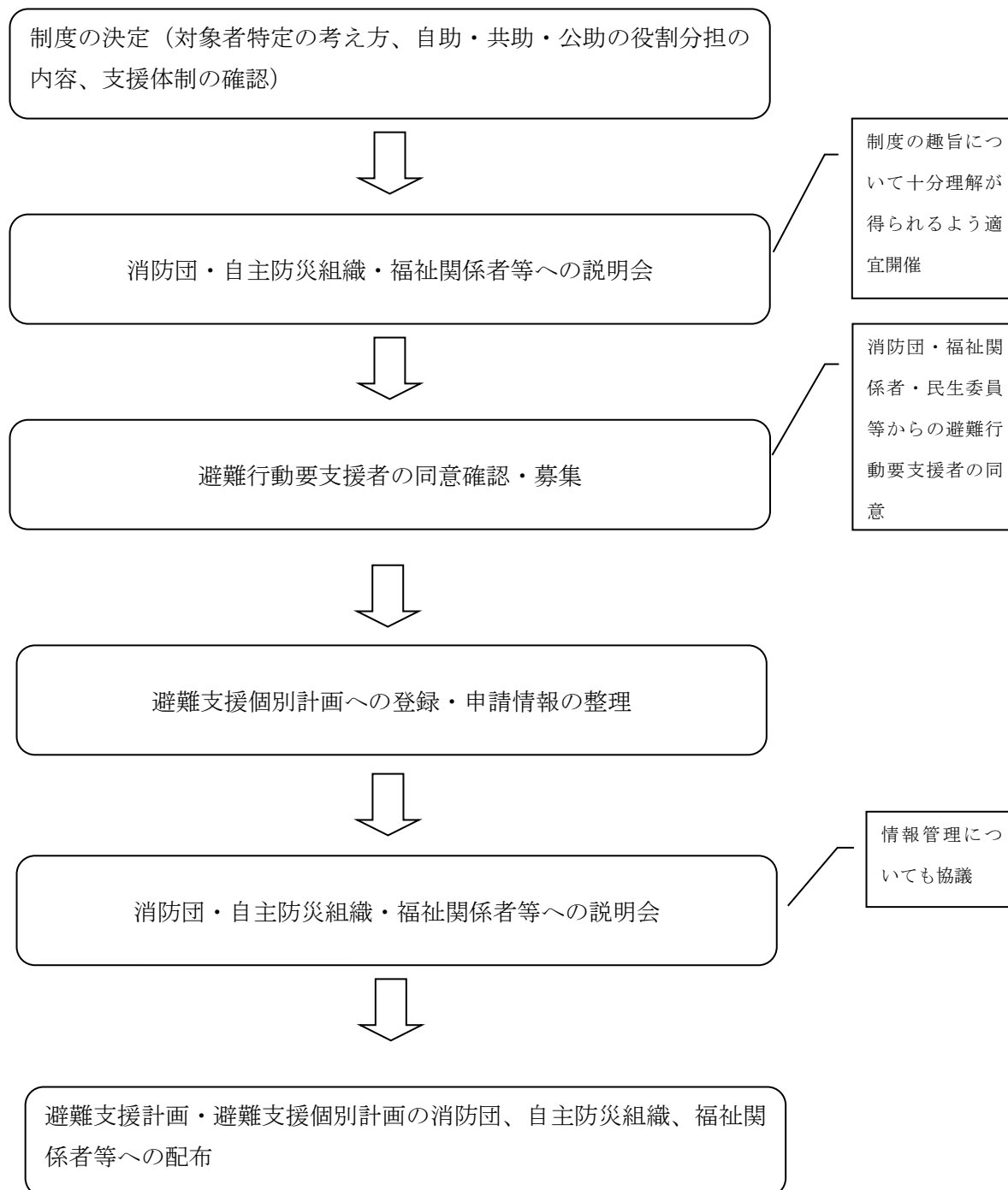
[自主避難の呼びかけや避難注意情報等の情報発令の場合]



※目標時間は情報伝達体制・避難支援体制の整備状況、避難所までのアクセス状況等によって大きく異なることから、迅速な避難のためには総合的な取り組みが重要となる。

避難支援個別計画の策定手順

(手上げ方式・同意方式)



以後、日常的に登録情報の更新を実施するとともに、担当者等の引継ぎの際は、適切な実施がなされるよう説明会を適宜実施する。